

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>10年以上貿易に携わっています。</p> <p>今や、誰でも海外のショッピングサイトで気軽に買い物をしたり、郵便局やクーリエなどで気軽に貨物の発送ができるようになっており、外国から届く貨物だけでも、平成28年の3000万件から令和6年の1.9億件へと8年で6倍以上に増えています。これは輸入許可件数の数字で輸出の数字は含まれていません。</p> <p>加えて、インバウンドの急増もありますが、これら人や貨物の行き来の急増にも関わらず、税関の人員はほとんど増えておりません。人や貨物の急増に対して検査能力が飛躍的に向上したといったイノベーションの話も直近10年でついぞ聞いたこともなく、結局サンプル検査できる割合が大幅に減少しているものと推察されます。</p> <p>そうした中で、外国人が経営に関わる企業などで税関への虚偽申告（内容品、金額、原産国などの虚偽申告）が横行しています。特に、2019年頃のコロナ禍以降、経営・管理ビザで来た外国人が経営する貿易会社で売上のためのなりふり構わぬ行為が増えているように思います。税関は万一見つけることができても、1回目は注意して終わり、見つかった方も懲りずに別名義で虚偽申告を繰り返すだけです。</p> <p>今回の見直しについても、真面目にやっている事業者の負荷は増えますが、元々ルールを守るつもりがない事業者については別品目で申告するだけで全く抑止力となりません。</p> <p>違反行為者への罰則の強化（悪質なものは一発で輸出入禁止など）をしないと真面目にルールを守る人が損するだけになりますよ。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>通常兵器開発等省令にて需要者要件、用途要件の確認を義務化することから核兵器等開発等省令の一部を削除するということですが、目的は通常兵器開発等省令での一般国やグループA国を迂回した場合の確認を強化することになるということだと理解しています</p> <p>通常兵器開発等省令も通常兵器開発等省令も同様に確認が重要となるのであれば、改正ポイントを増やして注目するポイントを分散させるよりも、通常兵器開発等省令のみに重点を置いてもらうことで、規制強化ポイントを絞って守ってもらうことも重要かと思えます</p> <p>従って特に大きな混乱が起こらないのであれば、改正を頻繁に行うべきではないと考えます</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>特に自身の事業には影響ないため問題ないものとする。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p>
4	<p>核兵器等開発等省令の別表第6号を削除によって、包括許可要領の別表3 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の条件（11）（表1）に「用いられる（利用される）おそれがある場合」の「失効」の条件が示され、許可条件の適用3）において、核兵器等開発等省令の規定に該当する場合とあります。</p> <p>リスト規制該当貨物等に関しては核兵器等開発等省令別表6号の削除によってこの条件が緩和されると理解して良いでしょうか？</p> <p>そして6号の「軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの若しくはこれらの者から委託を受けて行うことが明らかにされているもの」に該当するようなものは輸出令別表第1の1項にある「軍用の○○」開発等に当たり、「その他の軍事用途」に「用いられる」と判断されるということでしょうか</p>	<p>核兵器等開発等省令別表第六号が削除されますので、同号に掲げる行為に用いられる場合は、「核兵器等の開発等」のために「用いられるおそれがある場合」に該当せず、包括許可取扱要領の別表3の表1における「失効」の対象ではなくなります。しかし、削除となる核兵器等開発等省令別表第6号は、軍又は国防を司る行政機関等が行うものを対象としておりますので、これらの機関を需要者（利用する者）とする場合には、包括許可取扱要領の別表3の表2の「届出」の対象になりますので、ご注意ください。</p> <p>なお、「軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの若しくはこれらの者から委託を受けて行うことが明らかにされているもの」に該当するようなものは、必ずしも輸出令別表第1の1項にある「軍用の○○」開発等に当たるとは限りません。例えば、車両をそのままの状態でも移動手段に使う場合は該当しませんが、銃架を付ける等の改造が行われる場合は輸出令別表第1の1項に当たると考えます。個別具体的な事例について判断に迷われる場合には、安全保障貿易審査課にメールでご相談ください。</p>
5	<p>本改正案に賛成いたします。</p> <p>従来の補完的輸出規制においては、対象範囲が曖昧であり、事業者にとって判断が困難な場面が多く、過剰な事前確認や不要な申請が実務を複雑化させていました。今回の見直しによって、対象となる物質や用途の整理が図られ、制度運用の透明性が高まる点を評価します。</p> <p>とくに、廃止される告示に含まれていた広範な文言が、かえって規制目的と乖離した対応を招いていたことを踏まえれば、実効性ある安全保障とスムーズな貿易実務の両立を図るための合理的な見直しといえます。</p> <p>今後も、規制の趣旨を踏まえた上での制度設計と、企業実務との整合性確保を両立する運用を期待します。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
6	<p>脱字について</p> <p>・包括許可取扱要領 2 特別一般包括許可 4 特別一般包括許可の範囲 4 ロにおける「（使用に係るプログラムに限る（ソースコードが提供されものを除く。）。）」の文章で、「提供され」と「もの」の間に脱字があると思われる。</p> <p>・包括許可取扱要領 2 特別一般包括許可 4 特別一般包括許可の範囲 4 ロ 1) における「ハに掲げる地域において提供することを目的とする？」の文章で、「地域」と「おいて」の間に脱字があると思われる。</p> <p>その他</p> <p>・包括許可取扱要領 2 特別一般包括許可 4 特別一般包括許可の範囲 4 ロにおいて、「（使用に係るプログラムに限る）」と限定しているにも関わらず、16の項（1）に掲げる貨物の設計、製造に係る技術も対象に含まれているのは矛盾していると思われる。</p>	<p>（脱字について） ご指摘ありがとうございます。修正いたします。</p> <p>（その他） 当該箇所の改正案は、「輸出令別表第1の16の項（1）に掲げる技術」との記載は「16の項（1）に掲げる技術」は規定されていないことから、「輸出令別表第1の16の項（1）に掲げる貨物の設計・製造・使用に係る技術」とし、4月9日公布の通達の新旧対照表中 II 特別一般包括許可 4 特別一般包括許可の範囲 （2）の③の規定ぶりとも揃えることとしております。 （参考） <a href="https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/20250409_tutatu.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/20250409_tutatu.pdf</a></p>
7	<p>輸出貨物の用途が軍からの委託を受けた偵察用ドローンの開発であった場合、現状は輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表第六号に該当するものと判断しているが、本改正後は通常兵器（輸出令別表第1の1項(9)の軍用航空機）の開発用途に該当することになるのか。</p>	<p>今回削除する別表第六号に該当するものは、今後は通常兵器キャッチオールにて確認をすることになります。</p>
8	<p>今般の改正については、大量破壊兵器関連用途についての大幅な緩和となりますが、緩和に至った理由（国際条約改正等）についてご教示願いたい。緩和に至った経過を基に輸出者としても審査方法を適切に実施したい。</p>	<p>本改正案は、4月9日公布後、10月9日からの制度実施に当たり更なる検証を行ったところ、通常兵器キャッチオール規制の対象である貨物・技術の一部が、大量破壊兵器キャッチオールの対象になっているという重複関係があったため、これを解消するなどの所要の改正を行うもので、緩和ではなく、重複排除の整理となります。今回削除する別表第六号に該当するものは、引き続き通常兵器キャッチオールにて確認いただく必要があります。</p>
9	<p>・意見内容 意見公募要領によると、今回の見直しの趣旨・目的として、「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある貨物（技術）と通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれがある貨物（技術）の重複を解消し…」とありますが、現状で、大量破壊兵器関連と通常兵器関連の貨物（技術）が「重複」しているというのは、具体的には、何がどのように規定されていることを指しておられるのかご説明いただければ幸いです。</p> <p>・理由 意見公募要領の記載や省令、告示の改正案からだけでは、今回の見直しの趣旨・目的が判然としないためお尋ねするものです。</p>	<p>8に同じ。 別表第六号については、通常兵器キャッチオール規制の対象であるものが大量破壊兵器キャッチオールの対象になっているという重複関係があったため、これを解消するために改正を行うものです。</p>
10	<p>・意見内容 省令改正案では、別表一号から五号は削除されず存続されることとなっていることから、別表一号から五号には、今回の見直しの趣旨、目的にある大量破壊兵器関連貨物と通常兵器関連貨物の「重複」はないとのご判断かと推察しますが、そのような理解でよろしいでしょうか。また、削除される別表六号と存続される別表一号から五号には、規定の趣旨、目的に何か違いがあるため、見直しに際しての取扱いが異なるのかとも想像しますが、そうであるとすれば、その違いとは何かをご説明いただければ幸いです。</p> <p>・理由 当機構は、存続される省令別表一号から五号に掲げられた行為に関係のある業務を一部行っており、見直しの趣旨等を正確に理解しておきたいためお尋ねするものです。</p>	<p>ご理解のとおりです。 また、別表各号の規定の趣旨について違いはありませんが、別表第一号から第五号までについては、核燃料物質や原子炉の開発等、重水の製造など核兵器の開発等に繋がり得るものを対象としている一方で、第六号は核兵器以外の大量破壊兵器の開発等に繋がり得るもの等を対象としており、対象としているものが異なります。</p>
11	<p>特別一般包括許可を適用して輸出令別表第1の16の項(1) 該当の貨物を輸出する際のインボイスへの記載について確認させてください。 税関における包括許可の確認方法について』(平成 22・11・02 貿局第3号・輸出注意事項 22 第 37 号)に基づく以下2点の記載は必要でしょうか？ 1) 「輸出貿易管理令」別表第1の『項』及び『番号』 2) 「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」の『該当規定』</p>	<p>16の項（1）に掲げる貨物の全てが特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の対象となっておりますので、省令の該当規定の記載を省略することができます。</p>
12	<p>【意見】 「意見募集について」（令和7年7月23日）の「見直しの概要」では核兵器等開発等省令別表第六号の削除に関して「大量破壊兵器等の開発等に用いられるがおそれがある貨物（技術）と通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるがおそれがある貨物（技術）の重複を解消し」とありますが、「重複の解消」ということが判然としておらず、具体的には、どのようなことなのでしょう。そもそも、通常兵器開発等省令では、「輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当する者を除く。）」とあって、「核兵器等」と「通常兵器」は厳然と区別されているように思われますので、「重複」ということと、[削除]により「解消」という意味がよくわかりませんので、ご説明ください。</p> <p>【理由】 核兵器等開発等省令の別表第六号（以下、単に別表「第六号」という。）が削除されたので、一見緩和であるかとも考えられますが、「重複の解消」ということの具体的なことをお示しください。 1) 重複の範囲</p>	<p>核兵器等開発等省令は、核兵器等の開発等のために用いられる場合に加えて別表行為のために用いられる場合も同省令において捕捉しています。 例えば、輸出令別表第3の地域以外を仕向地として無人航空機を輸出する事案において、当該地域の軍が行う輸出令別表第1の1項に該当する無人航空機（核兵器等開発等省令第1号の核兵器等に該当しないもの）の開発等のために用いられる旨契約書に記載されている場合、核兵器等開発等省令1号、別表第六に該当します。他方、当該無人航空機は核兵器等には該当せず、通常兵器開発等省令の第1号（改正後）にも該当します。 本改正はこのような重複関係を解消するものです。 なお、輸出者が通常兵器に用いられると判断した場合、「軍若しくは国防の行政機関が行うものの、委託を受けたもの」であるか否かに関わらず、許可申請が必要とな</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>「六号」は、軍若しくは国防の行政機関が行うものもの、委託を受けたものに関する次のものから構成されています（便宜的に、イ、ロ、ハ、ニとします。）。</p> <p>イ．化学物質の開発若しくは製造（告示は除く）  ロ．微生物若しくは毒素の開発等  ハ．ロケット若しくは無人航空機（本則除く）の開発等  ニ．宇宙に関する研究（告示は除く）</p> <p>通常兵器との重複という点、イとロは、輸出令別表第1の1の項（13）の範疇以外、ハは1の項（9）の範疇外（ニは不明）ということでしょうか。</p> <p>2）重複の判断等  イからニに該当して、仮に輸出者が通常兵器に用いられると判断した場合、「軍若しくは国防の行政機関が行うものもの、委託を受けたもの」であるかということも、要件として残るのでしょうか。つまり、「軍若しくは国防の行政機関が行うものもの、委託を受けたもの」でなければ、そもそも規制対象ではないと考えていいのでしょうか。</p>	<p>ります。</p>
13	<p><b>【意見】</b>  今回の核兵器等開発等省令の改正が、通常兵器開発等省令における客観要件の対象に影響しないという理解でよいか。具体的には、通常兵器開発等省令は、通常兵器の開発等のおそれがある場合として、輸出令別表第1の1の項に掲げる貨物（核兵器等を除く。）の開発等に用いられることとなる場合を対象行為としています。</p> <p>今回の核兵器等開発等省令に定める別表第六号に定める対象行為は、元々、核兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合として、その対象行為を列挙していたものであり、1の項に掲げる貨物（核兵器等を除く。）とは異なる性格の対象行為であることが明らかであったものであるため、通常兵器開発等省令に影響しないものと考えられます。</p> <p><b>【理由】</b>  上述のとおり、改正後において、別表第六号に定める対象行為が通常兵器の開発等のおそれがある場合に影響がないことを確認したい。</p>	<p>今回の核兵器等開発等省令の改正が、通常兵器開発等省令における客観要件の対象に影響しないという点につきご理解の通りです。</p> <p>なお、従前より、現在の核兵器等開発等省令別表第六号に該当する行為であっても、客観要件の確認対象となっている地域を仕向地とする輸出等を行う場合には、通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれがあるかを判断することとなっております。</p>
14	<p><b>【意見】</b>  上記に関連して、仮に、今回の核兵器等開発等省令における別表第六号に定める行為を、本改正において、通常兵器開発等省令において担保することが改正趣旨であるならば、別表第六号に定める対象行為は通常兵器（1の項に掲げる貨物（核兵器等を除く。））に該当するものなのか明確ではありません。</p> <p>例えば、「化学物質の開発等」、「微生物又は毒素の開発等」、「ロケット又は無人航空機の開発等」及び「宇宙に関する研究」に関し、通常兵器に関連するものとして、今般の通常兵器に関する補完的輸出規制における16の項（1）に定める品目のうち、どの品目（対象品目）が、どのようなものの開発等（用途）が対象となるのか。想定している対象品目及び用途の組み合わせについて、QA等を含め、明確にしていきたい。</p> <p>これらについて、通常兵器に関連する対象行為がない場合、その行為は（核兵器等開発等省令においても（今般の改正において第六号が削除）、通常兵器開発等省令においても）、客観要件の対象ではないという理解でいいでしょうか。</p> <p><b>【理由】</b>  今回の改正趣旨が不明確であることから、その背景を確認したい。</p>	<p>現在の核兵器等開発等省令別表第六号に該当する行為であっても、輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがない場合は通常兵器キャッチオール規制の客観要件には該当しないと考えられます。</p>
15	<p><b>【該当箇所】</b>  輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令  別表 六を削除の件</p> <p><b>【意見内容】</b>  別表 六を纏めると1.化学物質の開発若しくは製造、2.微生物若しくは毒素の開発、製造、使用若しくは貯蔵、3.ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵、4.宇宙に関する研究の4つとなると理解します。今回の法改正でこの4つの重複解消とありましたが、何処の部分が何処と重複しているのか説明をお願いします。</p> <p><b>【理由】</b>  1）各社自社内へのかみ砕いた説明の為に確認をしておきたい  2）包括取扱要領の例えば別表3 表1 の3）4）で核開発等省令を失効や事前届出の要件として呼びこんでおり、削除対象の別表六もこの対象になるので、審査時の留意点を見直す必要が出てきます。</p>	<p>輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物又は外為令別表の1の項の中欄に掲げる技術の一部との重複です。No.12の回答を参照してください。</p>
16	<p><b>【該当箇所】</b>  輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令  別表 六を削除の件</p> <p><b>【意見内容】</b>  本改正により別表 六を削除した場合、16項(2)の貨物を一般国向けに輸出する際のキャッチオール審査において、改正前はエンドユーザのHPで化学物質</p>	<p>用途・需要者の確認を行っていただき、改正後の核兵器等開発等省令に該当する場合には許可申請が必要となります。</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>の製造の説明等削除された項目の記載があり、大量破壊兵器の懸念があった為、これを払拭するまで審査を続け、払拭できない場合は許可申請（或いは経産省様にご相談）としていましたが、改正後は、この作業が不要になるという理解で良いでしょうか？</p> <p><b>【理由】</b> 1) 各社自社の審査に当たり、確認をしておきたい</p>	